

産学連携協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）と株式会社 EM 研究機構(以下「乙」という。)は、次のとおり産学連携に関する協定書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が互いに連携協力し、EM(有用微生物群)活用による地域活性化に向けた地域貢献に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事項を実施する。

1 甲が実施する事項

- ① 国際EM技術センターに対するスペースの提供
- ② 講習会開催等に係る施設の使用
- ③ その他 目的を達成するために必要と認める事項

2 乙が実施する事項

- ① 国際EM技術センターに係る人的派遣と資材提供
- ② 産学連携活動に係るEM技術の普及活動
- ③ その他 目的を達成するために必要と認める事項

(協定期間)

第3条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が終了する日の2ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(申し合わせ事項)

第4条 この協定に係る申し合わせ事項は、次のとおりである。

- ① 国際EM技術センターに係る人的支援については、別に「職員派遣に関する覚書(仮称)」を締結し実施する。
- ② この協定書の締結と同時に、平成18年8月22日に締結した「EM関連学部創設に係る基本合意書」は、破棄する。

(その他)

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年3月31日

甲 公立大学法人名桜大学
理事長 比嘉佑典



乙 株式会社 EM研究機構
代表取締役 安里勝之

